

マイナンバーカードの健康保険証利用について 【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

当病院は、オンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証(以下、マイナ保険証)の利用)を行う体制を整備しています。

マイナ保険証を利用して、受付の認証端末(カードリーダー)の操作をしていただくことで下記の情報閲覧が可能となります。

- ◎健康保険証の資格の有無
- ◎高額療養費制度の負担区分
- ◎他院での投薬履歴
- ◎特定健診情報

<マイナ保険証を利用する場合>

医療機関を受診する際には、毎回提出しなければならないとされております。(健康保険法施行規則第 53 条等)

受診の際に毎回同意をいただくことになっていきますので、通院の際に毎回ご提示いただく必要があります。また、各医療証はマイナンバーでは情報が取得できませんので、別途提示が必要です。

上記体制の整備に伴い、【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】を算定いたします。マイナ保険証の利用の有無により、初診時、再診時の点数の違いがあります。(令和 5 年 12 月まで)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算(月1回)

初診	・保険証での受診の場合 ・マイナ保険証による診療情報取得の同意がない場合	6点
	・マイナ保険証による診療情報取得の同意をした場合 ・紹介状をお持ちになった場合	2点
再診	・保険証での受診の場合 ・マイナ保険証による診療情報取得の同意がない場合	2点
	・マイナ保険証による診療情報取得の同意をした場合	なし

※初診料を算定する場合

過去に当病院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で、受診された場合は、初診料の算定をする場合があります。

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。